

秋田市立佐竹史料館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第27号

秋田市立佐竹史料館条例の施行期日を定める規則

秋田市立佐竹史料館条例（令和 7 年秋田市条例第 8 号）の施行期日は、
令和 7 年 10 月 25 日とする。